

## 業務改善を進めよう！学校徴収業務について～その2～😊

前号に引き続き、現金を扱わない手法を検討している学校に向けて、口座振替による徴収とする場合のポイントを紹介します。

なお、今回は、市内小・中学校の事例や「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省)を参考にとりまとめました。

### 1 1年間の流れ(概要)

- ・入学説明会等で説明後、保護者に口座振替依頼書を配付する。
- ・保護者が金融機関に口座振替依頼書を持参し、金融機関で申請書の確認を受ける。
- ・保護者が金融機関から確認済みの口座振替依頼書を学校へ提出する。
- ・学校において、各家庭の口座情報等を表計算ソフト等に登録、管理する。
- ・今年度の購入教材等の決定後、引落額や引落日を決定し、金融機関へ引落を依頼する。
- ・保護者へ引落額や引落日を通知する。
- ・納付期日ごとに、金融機関から提供される引落情報を確認する。
- ・2回目の引落日を設定するなどして、1回目に引落ができなかった家庭分を徴収する。

### 2 口座振替による徴収に関する準備(文部科学省ガイドラインより)

#### (1) 指定金融機関等と必要な確認・調整

##### ア 口座振替依頼書の様式について

- ・口座振替依頼書を受領した指定金融機関等で適切に事務が実施できるよう、保護者へ案内するため、口座振替依頼書の様式や記載方法についてあらかじめ確認しましょう。
- ・指定金融機関等は、口座振替依頼書に記載のあった預金口座から、学校口座に徴収すべき金額を振り替えます。

※口座振替依頼書とは、保護者が口座振替による徴収を請求する際に、指定金融機関等に対して提出するもの。

##### イ 口座振替による徴収の結果の受領方法について

- ・口座振替による徴収の結果は、指定金融機関等で取りまとめられて、学校に提供されます。結果通知の受領方法等について、あらかじめ確認しましょう。

##### ウ 口座振替による徴収ができなかった場合の再振替について

- ・残高不足により徴収ができなかった場合に、再振替による徴収が実施できるか。また、再振替による徴収が実施できる場合には、再振替実施日をいつにするかについてあらかじめ確認しましょう。

※再振替とは、口座振替による徴収ができなかった場合に、改めて別の日に口座振替による徴収を行うこと。

#### (2) 保護者へ説明

徴収方法や未納者への対応など、これまでの方法から大きく変更が生じることや、口座振替の申請書類等の提出などの新たな手続きについて、保護者へ事前に説明をしましょう。事前に丁寧かつ十分な周知を行い、理解と協力を得ましょう。

## ア 周知機会（例）

- ・在校生の保護者：授業参観等に合わせて説明
- ・新入学生の保護者：入学説明会等に合わせて説明

## イ 周知する内容（例）

- ・学校徴収金の納入方法（口座振替への移行について）
- ・学校徴収金の納入に向けて必要な手続き（口座振替依頼書の提出等）
- ・学校徴収金の徴収時期，1回あたりの徴収額，徴収回数
- ・学校徴収金の徴収に関するQ&Aなど  
※Q&Aには，未納があった場合の対応や減免など，徴収・管理に関する取扱いに応じて記載することが望ましい。

## ウ 周知の際に配付する書類（例）

周知文書，口座振替依頼書とその記入例など

## エ その他

学校ホームページ上でも，周知文書や申請書類のダウンロードができるようにすることもよい。

### （3）口座情報等の収集・管理

全児童・生徒の学籍情報や口座情報，費目毎の徴収額などを収集・管理します。

※特に，費目毎に世帯単位での徴収のものや減免となるものなどに注意し，徴収が重複したり徴収もれのないよう管理が必要です。

市内の多くの学校では，現金での徴収が行われており，現金を扱うことによる，集計・管理業務の負担が大きく，金銭事故の危険も伴います。一方，口座振替による徴収になると，その危険性が低減され，効率化が図られます。

市内のいくつかの学校では，すでに口座振替を取り入れている事例がありますので，現金徴収の学校においては，検討してみたいかがでしょうか。

## **令和3年度から学校への問い合わせ対応時間を統一します😊**

本年4月から，全ての市立小・中学校および市立函館高等学校において，留守番電話の設置の有無に関わらず，学校への問い合わせについては，下記のとおりに対応とすることについて，市政はこれまで（4月号），および学校を通じてのリーフレットで保護者等へ周知しています。

各校での対応，よろしく願いいたします。

### **【平日】**

- ・小学校 7時30分～18時00分
- ・中学校（義務教育学校含む），市立函館高等学校 7時30分～19時00分

※上記時間帯で，教職員が在校している場合に対応します。

### **【長期休業期間（夏季，冬季，年度始，年度末）の平日】**

- ・市立学校共通 勤務時間内

詳しくは，下記教育委員会ホームページをご覧ください。

<学校への問い合わせ時間について>

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021031200021/>



「教職員の業務改善のための取組」は[市ホームページ](#)からご覧いただけます😊

このほか，「こういう情報がほしい」などのご要望がありましたら，教育政策課にお知らせください。